2025 年 9 月 27 日

司法令７－６

放送の自由に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. 10］）

ア．最高裁判所は，真実でない事項の放送により権利の侵害を受けた被害者から請求があった場合に，放送事業者に対して訂正又は取消しの放送を義務付ける放送法の規定について，その請求を，放送事業者が当該放送の真実性に関する調査及び訂正又は取消しの放送を行うための端緒と位置付けるものと解した上で，被害者は，この規定に基づき，放送事業者に対して訂正又は取消しの放送を求める私法上の権利を有するとした。

イ．最高裁判所は，放送法上，放送事業者がどのように番組の編集をするかは，表現の自由の保障の下，公共の福祉の適合性に配慮した放送事業者の自律的判断に委ねられているから，放送事業者から取材を受けた者が，当該取材で得られた素材が一定の内容，方法により放送に使用されると期待し，あるいは信頼したとしても，その期待や信頼は，原則として法的保護の対象とはならないとした。

ウ．最高裁判所は，日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備の設置者に対し受信契約の締結を強制する旨を定めた放送法の規定が憲法に違反しないと判示するに当たり，公共放送を担う同協会の財政的基盤を受信料の負担により確保する仕組みは，国民の知る権利を実質的に充足するという目的にかなう合理的なものであり，このような制度の枠を離れて受信設備の設置者がこれを用いて放送を視聴する自由は憲法上保障されていないとした。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　５

肢ア

被害者は，放送事業者に対して訂正又は取消しの放送を求める私法上の権利を有するものではない。訂正放送は，公法上の義務。

最判平 16.11.25

肢イ

編集の自由は，報道機関にある。その期待や信頼は，法的保護の対象とならない。

報道機関の活動が萎縮する。

最判平 20.6.12

肢ウ

国民の知る権利を実質的に充足する役割，合理的。日本放送協会は，公共的性格がある。

制度のあり方は，立法裁量。制度の枠から離れて設置する自由は憲法上保障されない。

最大判平 29.12.6

司法令７－７

集会の自由に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.11］）

ア．最高裁判所は，現代民主主義社会においては，集会は，国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成，発展させ，また，相互に意見や情報等を伝達，交流する場として必要であり，さらに，対外的に意見を表明するための有効な手段であるから，集会の自由は民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならないとした。

イ．最高裁判所は，「い集，集会」等を規制する条例の文言が不明確で過度に広範であって違憲であると主張された事案について，規制対象となる「い集，集会」等は，通常の判断能力を有する一般人において，暴走行為を目的として結成された集団である暴走族や社会通念上暴走族と同視できる集団によって行われるものと，さほど困難なく判断できるため，規制の対象が広範囲に及ぶとはいえず，違憲であるとはいえないとした。

ウ．最高裁判所は，市民会館の使用を許可してはならない事由として条例の定める「公の秩序をみだすおそれがある場合」とは，当該会館における集会の自由を保障することの重要性よりも，当該会館で集会が開かれることによって，人の生命，身体又は財産が侵害され，公共の安全が損なわれる危険を回避し，防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであるとした。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　３

肢ア　最判平４．７．１百選１０４

集会の自由は，民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならない。発表できる手段が，限られている。近年は，インターネットでの発表があるが，判決当時は特に限定されている。

意見発表する上で，集会の自由は，重要である。

肢イ　最判平１９．９．１８百選７９

社会通念上，広範囲に及ぶ内容になっている。

判例も，規定のしかたが適切でないことを確認している。

もっとも，合憲限定解釈で，合憲性としている。

違憲判断の回避。

肢ウ　最判平７．３．７百選７５

集会の自由は重要な人権。制限できるのは，当該会館における集会の自由を保障することの重要性よりも，当該会館で集会が開かれることによって，人の生命，身体又は財産が侵害され，公共の安全が損なわれる危険を回避し，防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべき。

これをうけて，明白かつ現在の危険という基準を出している。

司法令７－８

財産権の制限と損失補償に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.12］）

ア．憲法第２９条は私有財産制度を保障しているのみでなく，社会的経済的活動の基礎をなす国民の個々の財産権につきこれを基本的人権として保障するところ，社会全体の利益を考慮して財産権に対し制約を加える必要性が増大するに至ったため，立法府は，公共の福祉に適合する限り財産権について規制を加えることができる。

イ．森林法事件判決（最高裁判所昭和６２年４月２２日大法廷判決，民集４１巻３号４０８頁）は，共有森林の分割請求権を制限する森林法の規定は，森林の細分化を防止し，森林経営の安定，森林の保続培養と生産力の増進を図り，もって社会生活における安全の保障や秩序の維持等に資するという消極的目的のための制限であるとした上で，当該規定について，この目的のために必要性と合理性を肯定するには足らないから違憲であると判断した。

ウ．財産権に対し一般的に当然に受忍すべき範囲を超えて制限を加える法律に損失補償に関する規定がない場合，当該制限を受けた者が憲法第２９条第３項の正当な補償を請求する根拠を欠くから，裁判所は，当該制限規定を無効とし，立法者に対して，補償規定を整備するか，当該制限を断念するかの選択を委ねることになる。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　４

肢ア

私有財産制のみならず，財産権も保障。

社会全体の利益を考慮して，公共の福祉の対象となる。（２９条２項）

資本主義，貧富の差が拡大。調整をする必要があるという歴史がある。

肢イ　最判昭６２．４．２２　百選９１

消極目的は関係ない。規制目的２分論は，営業の自由。

財産権は総合判断になる。

肢ウ　最判昭４３．１１．２７　百選９８

２９条３項で，直接請求することができる。

違憲無効とするべきではない。できる限り，違憲判断を回避するべき。

司法令７－９

次の見解は，生存権の制限に対する司法審査の方法について論じたものである。この見解に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.13］から［No.15］）

「憲法第２５条の生存権は抽象的な権利であるが，法律や厚生労働大臣が定めた保護基準によって具体化されれば，その法律・保護基準が憲法第２５条と一体をなすことにより憲法上の具体的権利となるから，その不利益変更については，自由権の制限の場合と同様に厳格な審査がなされなければならない。」

ア．この見解によれば，既存の給付水準が憲法第２５条の要求する最低限度を満たしていたにすぎない場合には，その引下げは違憲であるが，立法政策によって最低限度から上積みされていたものであった場合には，それを引き下げても立法裁量の範囲内であり違憲とはいえない。［No.13］

イ．この見解によれば，既存の給付水準が併給禁止規定の新設によって引き下げられた場合，給付規定と併給禁止規定が一体となって新たな給付水準となるから，その新たな給付水準が憲法第２５条の要求する最低限度を下回るか否かを審査すれば足りる。［No.14］

ウ．最高裁判所は，生活保護基準の改定による老齢加算の廃止について，保護基準によって具体化されていた被保護者の期待的利益の喪失を，裁量権の逸脱・濫用を総合判断する際の一要素として考慮するにとどめ，この見解に立脚していない。［No.15］

正解　ア２，イ２，ウ１

肢ア

既存の基準が具体化されている。この説によれば，自由権の制限と同様に行うこととなる。裁量の問題ではなく，制約について，正当化がいる。よって，「立法裁量の範囲内であり違憲とはいえない」とは，ならない。

肢イ

自由権同様，厳格な規制となる。「その新たな給付水準が憲法第２５条の要求する最低限度を下回るか否かを審査すれば足りる。」は，緩やかな規制の方向性。

説とは合わない。間違っている。

肢ウ

判例の解釈とはことなる。

プログラム規定。あくまでも裁量の問題で処理をする。

司法令７－１０

労働基本権に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.16］から［No.18］）

ア．憲法第２８条に規定される労働基本権は，憲法第２５条の生存権の保障を基本理念として，勤労者に対して人間に値する生存を保障すべきものとする見地に立ち，憲法第２７条の定める勤労の権利及び勤労条件に関する基準の法定の保障とあいまって，勤労者の経済的地位の向上のための手段として，団結権，団体交渉権，争議権等を保障しようとするものであって，社会権的性質を有する権利であり，自由権としての側面はない。［No.16］

イ．基本的人権の規定は，公権力との関係で国民の権利・自由を保護するものであると考えられており，労働基本権も，国家との関係での権利保障が本質であって，使用者対労働者という関係においては，私法の一般規定に憲法第２８条の趣旨を取り込んで解釈・適用することによって間接的に適用され，その結果，正当な争議行為に対する損害賠償からの民事免責が認められる。［No.17］

ウ．全農林警職法事件判決（最高裁判所昭和４８年４月２５日大法廷判決，刑集２７巻４号５４７頁）は，争議行為を禁止し，そのあおり行為を処罰の対象としていた国家公務員法に関し，公務員が行う争議行為を違法性の有無及び強弱によって区別し，違法性の強い争議行為を，違法性の強い又は社会的許容性のない行為によりあおるなどした場合に限って刑事制裁を科すべき趣旨であると解釈することについて，犯罪構成要件の明確性を要請する憲法第３１条に違反する疑いがあることなどを理由として，否定している。

正解　ア２，イ２，ウ１

肢ア

自由権的側面もある。団結権，団体交渉権，争議権等を，国家が妨げてはならないのは，道理のように思われる。自由を前提に，請求までできると理解するべきである。

肢イ

直接適用が予定されている。歴史的な見地から，使用者と労働者の争いから２８条が生まれている。

肢ウ　最判昭４８．４．２５百選１３８

全農林警職法，判例変更をして，従来の限定解釈，二重のしぼり論を否定している。（全司法仙台，東京都教組１３７と同じ日，昭４４．４．２）